

市川市議会政務活動費の交付に関する 条例

〔平成28年3月16日
条 例 第 1 号〕

改正 令和8年3月24日 条例第17号

市川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第16号）の全部を改正する。
（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項から第16項までの規定に基づき議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるとともに、政務活動費を交付することにより議員の政策形成能力の向上及び議会の審議機能の強化を図ることを目的とする。

（会派及び議員の責務）

第2条 会派及び議員は、政務活動費をこの条例の目的に従い適正かつ効果的に使用し、その使途につき疑義を生じさせることのないようにしなければならない。

（交付対象）

第3条 政務活動費は、会派（議員3人以上で構成する会派であつて、議長に届け出たものに限る。以下同じ。）のうち、会派として政務活動費の交付を受けることを選択したもの（以下「交付対象会派」という。）及び交付対象会派の所属議員以外の議員（以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

2 会派が交付対象会派になろうとするときは、当該交渉会派の代表者は、規則で定める事項を、議長を経由して市長に届け出なければならない。交付対象会派の所属議員に変更が生じるとき、交付対象会派でなくなるときその他の異動事由が生じるときも、同様とする。

（交付の方法及び申請等）

第4条 政務活動費は、毎年度4月に当該年度の4月から9月まで（以下「上半期」という。）の月分を、10月に当該年度の10月から3月まで（以下「下半期」という。）の月分を交付する。ただし、上半期又は下半期の途中において議員の任期が満了する場合は、当該任期が満了する日の属する月までの月分を交付する。

2 政務活動費は、上半期にあつては4月15日までに、下半期にあつては10月15日までに交付する。

3 交付対象会派の代表者及び交付対象議員は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長を経由して市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、政務活動費の交付を決定するものとする。

（交付対象会派に対して交付する政務活動費）

第5条 交付対象会派に対して交付する政務活動費の額は、各月1日（以下「基準日」と

いう。)における当該交付対象会派の所属議員の数に月額8万円を乗じて得た額とする。

- 2 上半期又は下半期の途中において新たに交付対象会派となった会派に対しては、新たに交付対象会派となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属する交付対象会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、基準日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた交付対象会派について、上半期又は下半期の途中にその所属議員の数に異動が生じた場合において、既に交付された政務活動費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、当該下回る額を追加して交付し、既に交付された政務活動費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るときは、当該交付対象会派は当該上回る額を返還しなければならない。
- 5 政務活動費の交付を受けた交付対象会派が上半期又は下半期の途中において解散したとき又は交付対象会派でなくなったときは、当該交付対象会派は、解散した日又は交付対象会派でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。
- 6 第2項又は第4項の規定による交付は、前条第2項の規定にかかわらず、会派が新たに交付対象会派となった日又は交付対象会派の所属議員の数に異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日まで、前2項の規定による返還は、交付対象会派の所属議員の数に異動が生じた日、交付対象会派が上半期若しくは下半期の途中において解散した日又は交付対象会派でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の15日までにしなければならない。

（交付対象議員に対して交付する政務活動費）

第6条 交付対象議員に対して交付する政務活動費の額は、月額8万円とする。

- 2 上半期又は下半期の途中において新たに交付対象議員となった議員に対しては、交付対象議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 3 基準日において交付対象議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、上半期又は下半期の途中において交付対象会派の所属議員となったとき又は議員でなくなったときは、当該交付対象会派の所属議員となった日又は議員でなくなった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の政務活動費を返還しなければならない。
- 5 第2項の規定による交付は、第4条第2項の規定にかかわらず、新たに交付対象議員となった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日まで、前項の規定による返還は、交付対象会派の所属議員となった日又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の15日までにしなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第7条 政務活動費は、交付対象会派及び交付対象議員が市政の課題及び市民の意思を把握してそれを市政に反映させる活動その他福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に必要な経費であって別表に定めるもの（以下「政務活動必要経費」という。）に対して交付する。

2 政務活動必要経費に係る具体的な使途基準は、各派代表者会議（法第100条第12項に規定する議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として会議規則の定めるところにより設けられるものをいう。以下同じ。）の同意を得て議長が別に定める。

3 交付対象会派及び交付対象議員は、政務活動費を政務活動必要経費以外の経費及び前項の規定により定められた使途基準に適合しない経費に充ててはならない。

（経理責任者等）

第8条 交付対象会派は、政務活動費に関する経理責任者（以下「経理責任者」という。）を置かなければならない。

2 経理責任者及び交付対象議員は、規則で定める政務活動費に関する帳簿及び書類を備えておかなければならない。

3 経理責任者及び交付対象議員は、前項の帳簿及び書類のうち規則で定めるものを、当該政務活動費の支出があった年度の末日の翌日から5年間保管しなければならない。

（収支報告書の提出等）

第9条 政務活動費の交付を受けた交付対象会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた交付対象会派が解散したとき若しくは交付対象会派でなくなったとき又は政務活動費の交付を受けた交付対象議員が交付対象会派の所属議員となったとき若しくは議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該交付対象会派の代表者であった者又は当該交付対象議員であった者は、解散した日若しくは交付対象会派でなくなった日又は交付対象会派の所属議員となった日若しくは議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

4 議長は、第1項の規定により収支報告書の提出があった場合において、その審査に必要であると認めるときその他特に政務活動費に係る調査が必要であると認めるときは、前条第2項の帳簿及び書類を調査することができる。

5 議長は、収支報告書を取りまとめて、市長に提出しなければならない。

（市長による帳簿及び書類の調査）

第10条 市長は、前条第5項の規定により収支報告書の提出があった場合において、その審査に必要であると認めるときその他特に政務活動費に係る調査が必要であると認めるときは、第8条第2項の帳簿及び書類を調査することができる。

（使途の透明性の向上）

第11条 交付対象会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関する情報を積極的に提供し、その使途の透明性の向上に努めるものとする。

2 議長は、各派代表者会議の同意を得て、前項の規定による情報の提供の方法等を定め

ることができる。

（政務活動費の返還）

第12条 政務活動費の交付を受けた交付対象会派及び交付対象議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額からその年度において政務活動必要経費として支出した総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない。

2 市長は、交付対象会派及び交付対象議員が次の各号のいずれかに該当するときは、政務活動費の交付の決定を取り消し、又は既に交付された政務活動費の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、政務活動費の交付の決定を受け、又は政務活動費の交付を受けたとき。

(2) その他この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の市川市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成 28 年 4 月以後の月分の政務活動費について適用し、同年 3 月分までの政務活動費については、なお従前の例による。

（検討）

3 議会は、この条例の施行後 2 年を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和 8 年 3 月 24 日 条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 7 条関係）

経費の項目	内 容
資料作成費	印刷製本費、筆耕翻訳料、新聞折込料その他政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な資料、図書等の購入に要する経費
会議費	会場借上料、飲食費その他政務活動に必要な会議の実施及び会議への参加に要する経費
調査研修費	旅費、出席者負担金その他政務活動に必要な現地調査の実施及び研修会等への参加に要する経費
備品購入費	政務活動に必要な備品の購入に要する経費
人件費	政務活動を補助するために必要な職員の雇上げに要

	する経費
要請・陳情活動費	政務活動に必要な要請、陳情活動等に要する経費
事務費	消耗品費、借上料、通信運搬費その他前項までに掲げるもの以外の政務活動に必要な経費

備考 この表に掲げる経費に該当するものであっても、次に掲げる経費に充てるために政務活動費を支出してはならない。

- (1) 交際費又はこれに類する経費
- (2) 政党としての活動に要する経費
- (3) 選挙活動に要する経費
- (4) 会議費に該当する飲食費以外の飲食費
- (5) 議員個人の利益のために行う活動に要する経費